

平成30年2月21日招集

# 秩父市議会定例会議案



目 次

議案第 1 号	埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について…	1
議案第 2 号	埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について……………	2
議案第 3 号	指定管理者に指定する団体の変更について (秩父市立浦山歴史民俗資料館) ……………	3
議案第 4 号	市道の路線変更について……………	4
議案第 5 号	市道の認定について……………	9
議案第 6 号	市道の廃止について……………	1 2
議案第 7 号	秩父市有住宅条例……………	1 6
議案第 8 号	秩父市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める 条例……………	2 5
議案第 9 号	秩父市空き家等対策協議会条例……………	4 0
議案第 1 0 号	秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例……………	4 2
議案第 1 1 号	秩父市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する 条例……………	4 3
議案第 1 2 号	秩父市福祉交流センター条例の一部を改正する条例……………	4 4
議案第 1 3 号	秩父市児童館条例の一部を改正する条例……………	4 5
議案第 1 4 号	秩父市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例……………	4 6
議案第 1 5 号	秩父市介護保険条例の一部を改正する条例……………	4 7
議案第 1 6 号	秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	4 8
議案第 1 7 号	秩父市国民健康保険条例等の一部を改正する等の条例……………	5 1
議案第 1 8 号	秩父市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例……………	5 3
議案第 1 9 号	秩父市都市公園条例の一部を改正する条例……………	5 5
議案第 2 0 号	秩父市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例……………	6 0
議案第 2 1 号	秩父市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例……………	6 1
議案第 2 2 号	秩父市立学童保育室条例の一部を改正する条例……………	6 2

議案第23号	平成29年度秩父市一般会計補正予算(第5回) .....	63
議案第24号	平成29年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算(第3回) .....	72
議案第25号	平成29年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回) .....	75
議案第26号	平成29年度秩父市下水道事業特別会計補正予算(第3回) .....	78
議案第27号	平成29年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回) .....	85
議案第28号	平成29年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算 (第3回) .....	91
議案第29号	平成29年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算(第3回) .....	96
議案第30号	平成29年度秩父市立病院事業会計補正予算(第3回) .....	98
議案第31号	平成30年度秩父市一般会計予算 .....	100
議案第32号	平成30年度秩父市国民健康保険特別会計予算 .....	101
議案第33号	平成30年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算 .....	102
議案第34号	平成30年度秩父市介護保険特別会計予算 .....	103
議案第35号	平成30年度秩父市下水道事業特別会計予算 .....	104
議案第36号	平成30年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算 .....	105
議案第37号	平成30年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算 .....	106
議案第38号	平成30年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算 .....	107
議案第39号	平成30年度秩父市駐車場事業特別会計予算 .....	108
議案第40号	平成30年度秩父市立病院事業会計予算 .....	109

## 議案第1号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成30年3月31日をもって埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて、議決を求める。

平成30年2月21日提出

秩父市長 久喜邦康

## 提案理由

埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提出する。

## 議案第 2 号

### 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

### 埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成 18 年指令市第 745 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 第 4 条第 1 号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「北本地区衛生組合 入間東部地区衛生組合」を「北本地区衛生組合」に、「入間東部地区消防組合」を「入間東部地区事務組合」に改める。

### 附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

### 提案理由

平成 30 年 4 月 1 日から入間東部地区消防組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により提出する。

### 議案第3号

指定管理者に指定する団体の変更について（秩父市立浦山歴史民俗資料館）  
秩父市立浦山歴史民俗資料館の指定管理者について、下記のとおり指定管理者に指定する団体を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

### 記

#### 1 指定管理者に指定する団体

変更前		変更後	
所在地	秩父市熊木町8番15号	所在地	秩父市熊木町8番15号
名称	有限会社 ちちぶ観光機構	名称	株式会社 ちちぶ観光機構
代表者	代表取締役 新井 秀弘	代表者	代表取締役 新井 秀弘

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長           久   喜   邦   康

#### 提案理由

指定管理者の法人格が変更されたことに伴い、平成26年12月16日の議決事項のうち指定管理者に指定する団体を変更したため。

議案第 4 号

市道の路線変更について

次のとおり市道を路線変更することについて議決を求める。

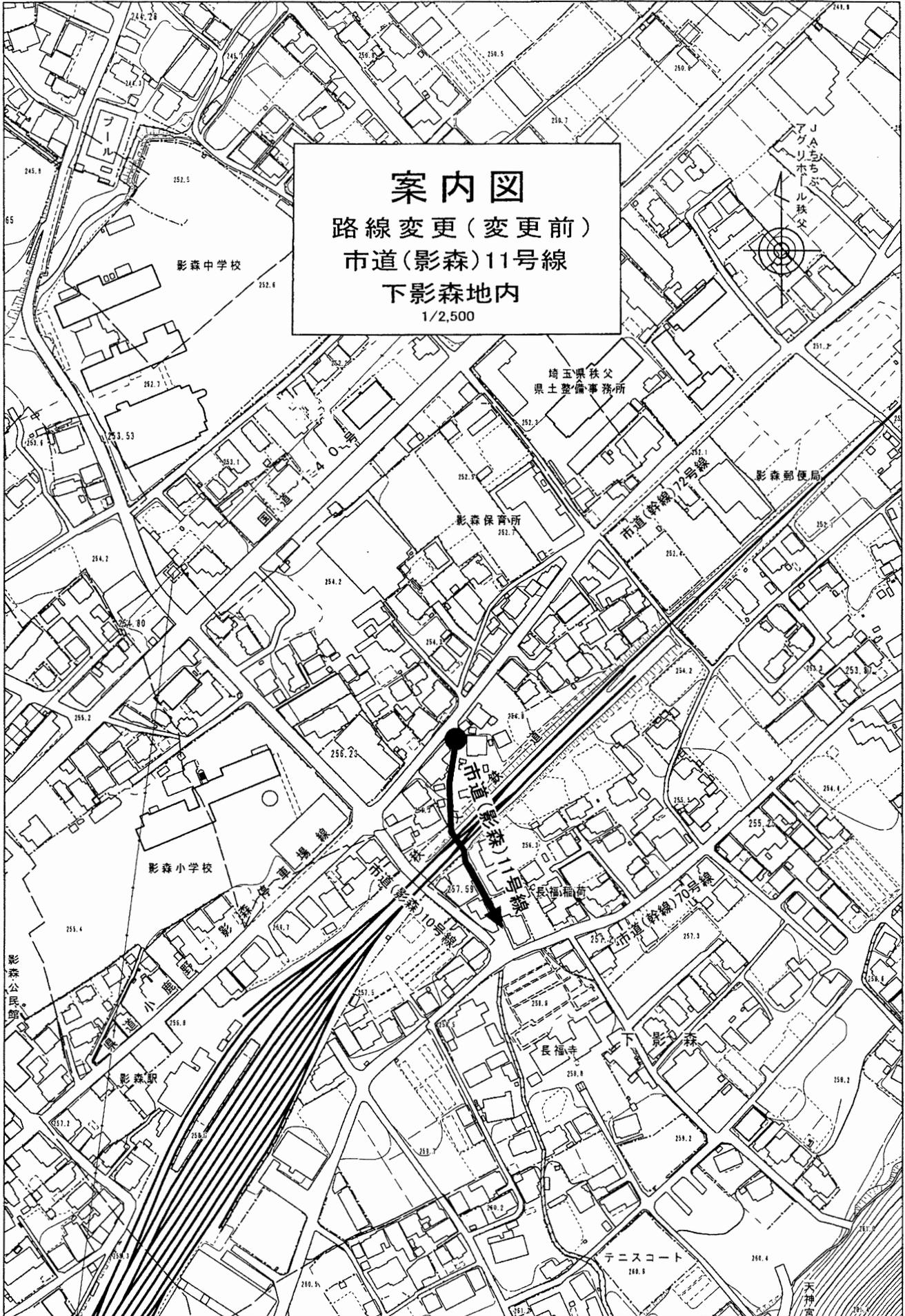
路線名	旧新別	起 点		重要な 経過地
		終 点		
影森 1 1 号線	旧	秩父市下影森字乙勘定	1 0 9 2 番 1 地先	
		秩父市下影森字常木	2 4 3 番 4 地先	
	新	秩父市下影森字乙勘定	1 0 9 3 番 1 地先	
		秩父市下影森字常木	2 4 8 番 2 地先	
下吉田 2 2 4 号線	旧	秩父市下吉田字布里山	5 3 1 8 番 1 地先	
		秩父市下吉田字布里谷	8 7 3 6 番 1 地先	
	新	秩父市下吉田字布里山	5 3 1 8 番 1 地先	
		秩父市下吉田字布里谷	8 7 4 5 番 1 地先	

平成 3 0 年 2 月 2 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

路線を変更し管理したいため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により提出する。





**案内図**  
 路線変更(変更後)  
 市道(影森)11号線  
 下影森地内  
 1/2,500



**案内図**  
路線変更(変更前)  
市道(下吉田)224号線  
下吉田地内  
1/6,000



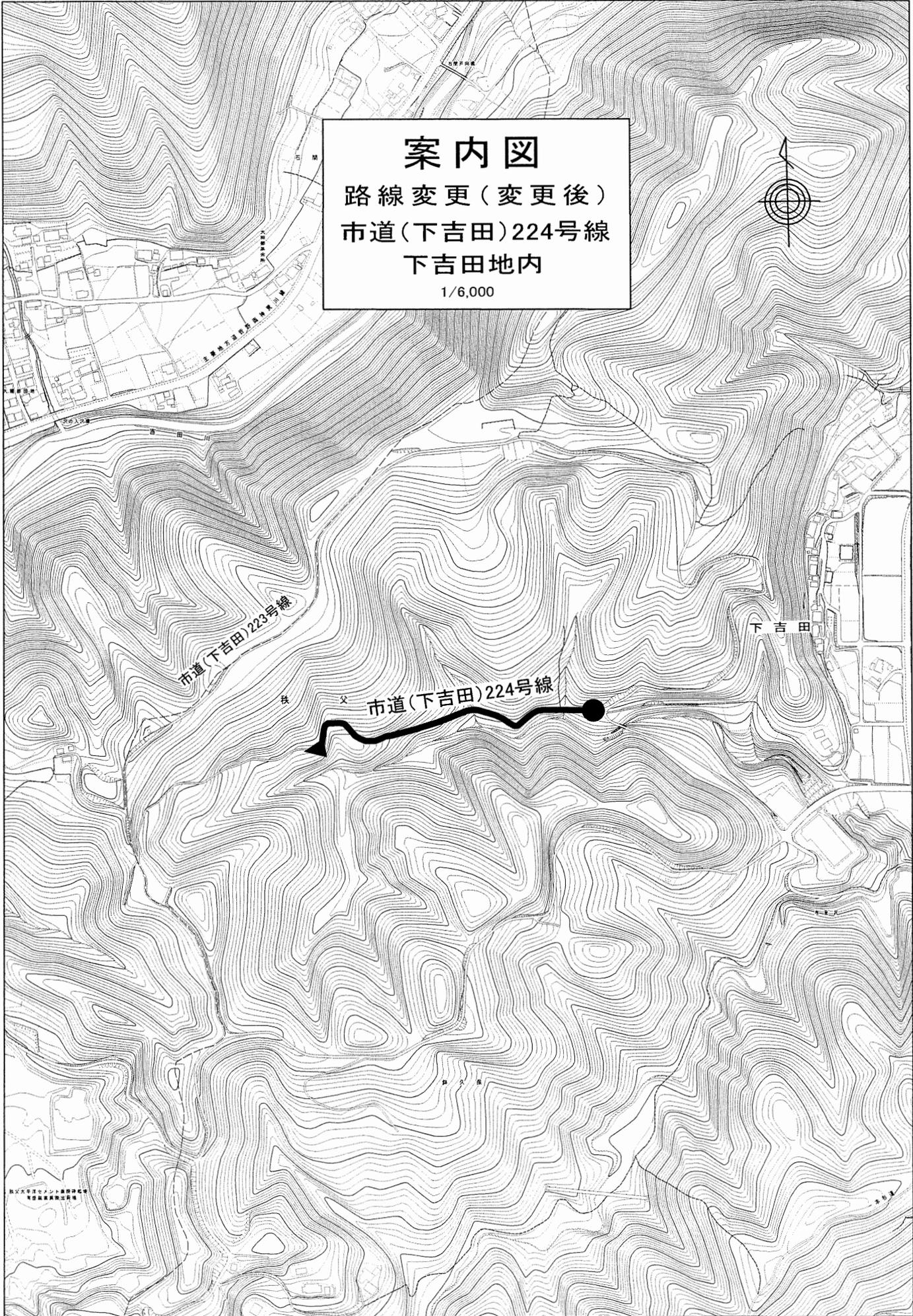
市道(下吉田)223号線

市道(下吉田)224号線

下吉田

国土院 国土院 国土院

**案内図**  
路線変更(変更後)  
市道(下吉田)224号線  
下吉田地内  
1/6,000



株式会社環境センター 環境情報部  
環境調査課 調査課

議案第 5 号

市道の認定について

次のとおり市道を認定することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
影森 1 5 4 号線	秩父市下影森字常木 2 4 3 番 4 地先	
	秩父市下影森字常木 2 4 1 番 2 地先	
高篠 3 6 3 号線	秩父市栃谷字清水 7 6 3 番 4 地先	
	秩父市栃谷字清水 7 6 0 番 1 地先	

平成 3 0 年 2 月 2 1 日提出

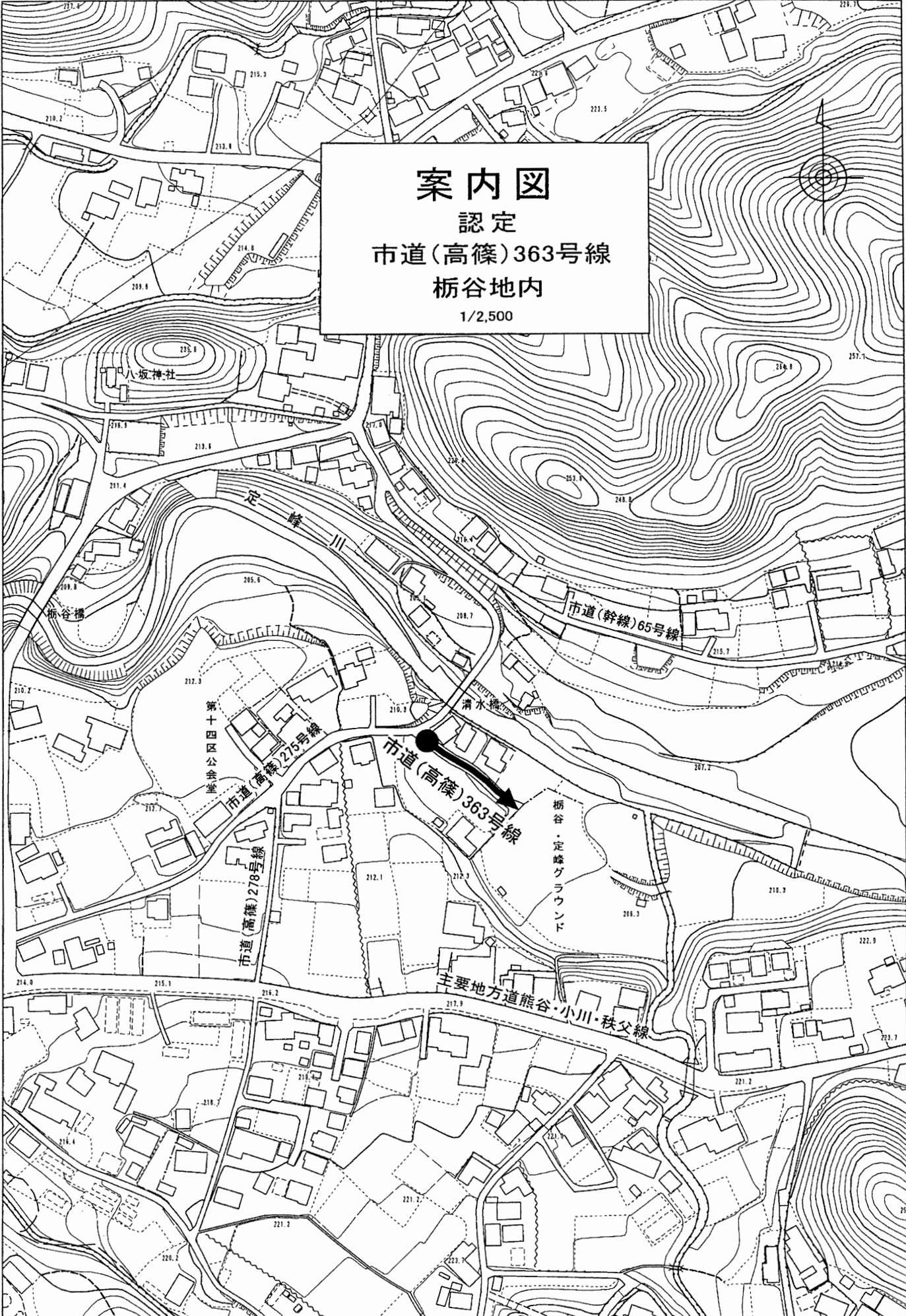
秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

市道に認定し管理したいため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により提出する。



案内図  
認定  
市道(影森)154号線  
下影森地内  
1/2,500



**案内図**  
認定  
市道(高篠)363号線  
栃谷地内  
1/2,500

八坂神社

栃谷橋

第十四区公会堂

市道(高篠)275号線

市道(高篠)278号線

市道(高篠)363号線

市道(幹線)65号線

栃谷・定峰グラウンド

主要地方道熊谷・小川・秩父線



議案第 6 号

市道の廃止について

次のとおり市道を廃止することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
原谷 2 5 3 号線	秩父市大野原字峰沢 2 4 9 番 5 地先	
	秩父市大畑町 5 3 5 7 番 5 地先	
原谷 3 7 2 号線	秩父市黒谷字所沢 2 2 8 5 番地先	
	秩父市黒谷字所沢 2 2 7 8 番地先	
大田 4 8 1 号線	秩父市品沢字大久保 2 0 6 1 番地先	
	秩父市品沢字大久保 2 0 5 4 番地先	

平成 3 0 年 2 月 2 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

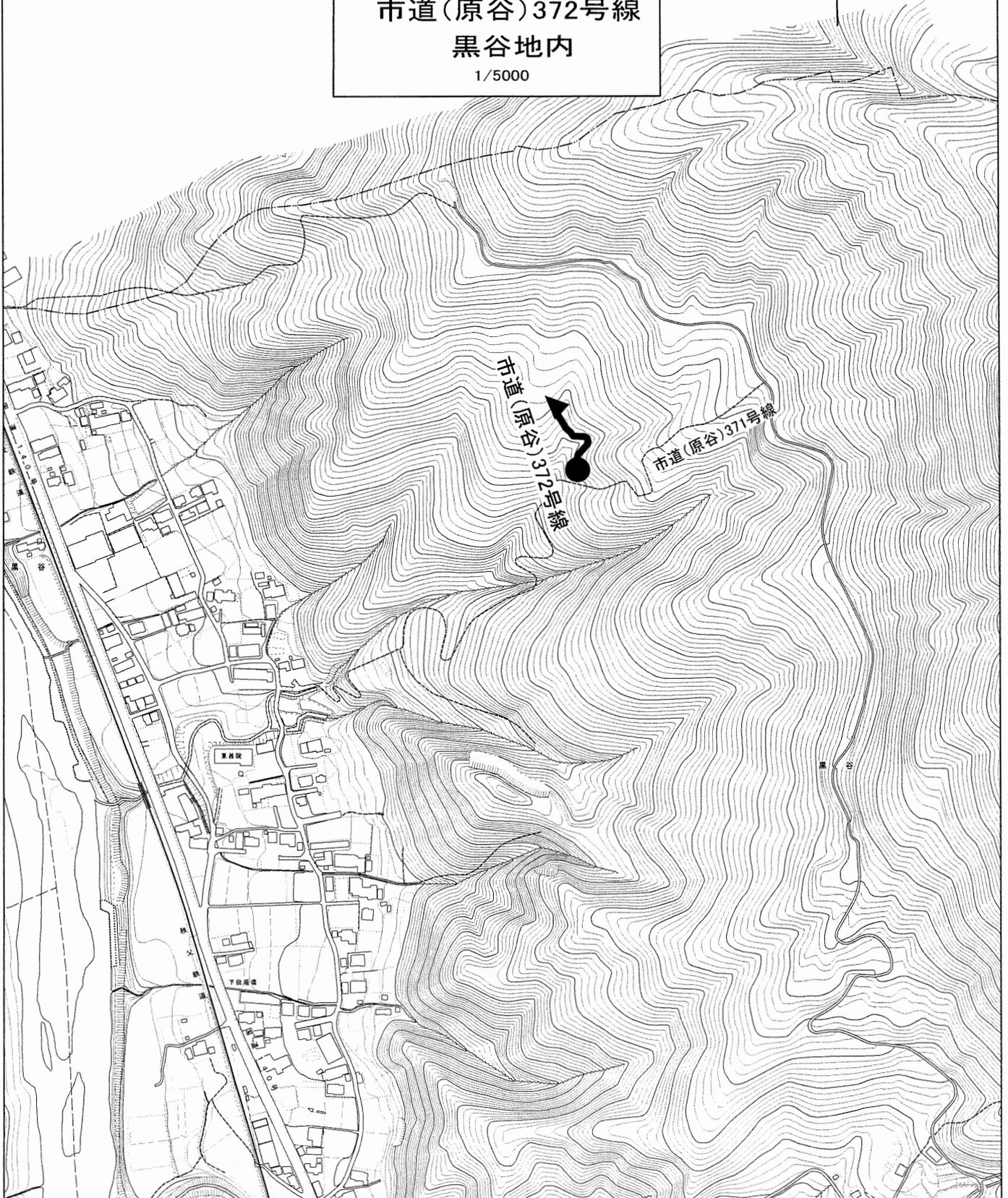
市道を廃止したいため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により提出する。

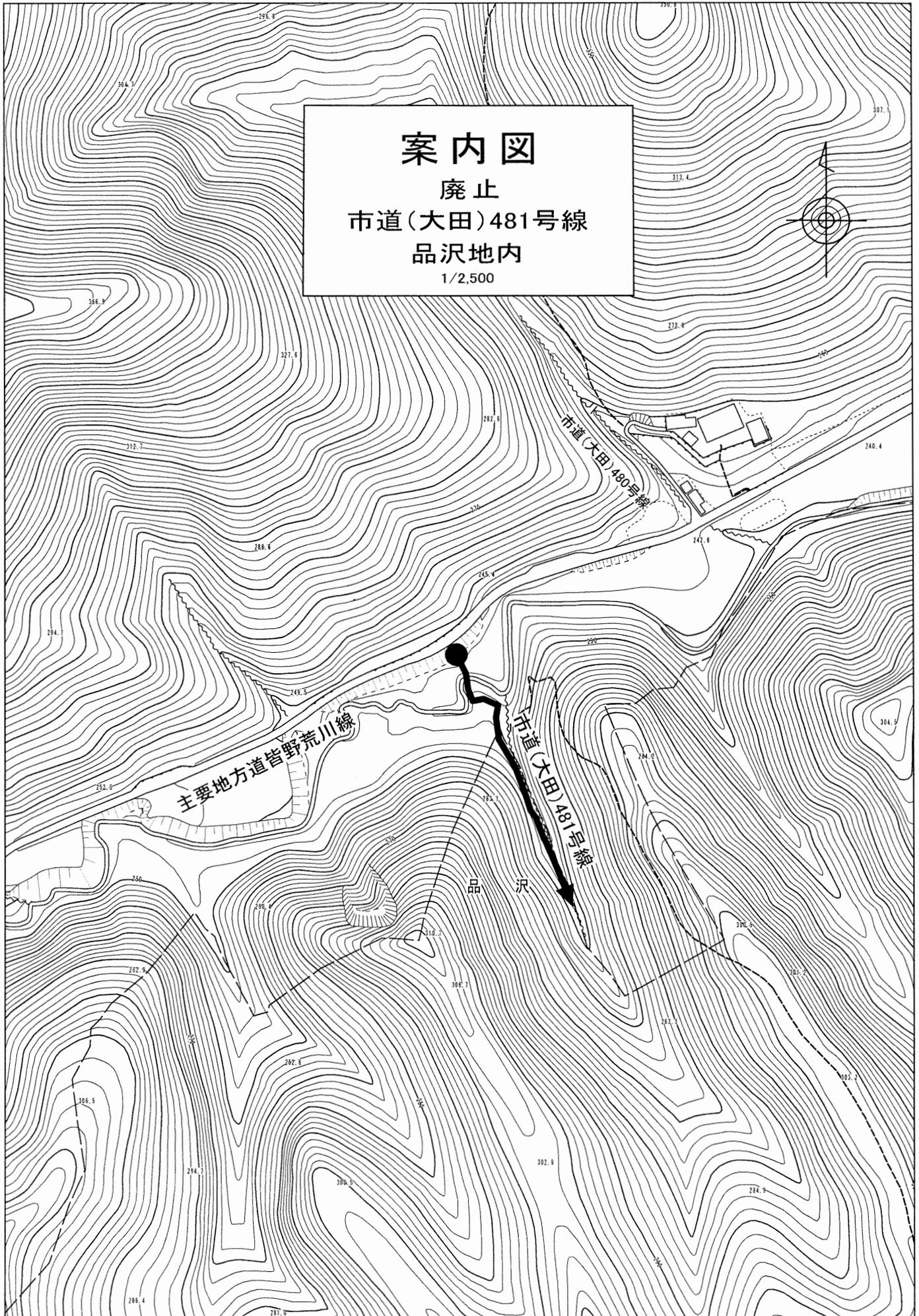


# 案内図

廃止  
市道(原谷)372号線  
黒谷地内

1/5000





議案第7号

秩父市有住宅条例

(設置)

第1条 市内に居住し、又は居住しようとする者に対して住宅を賃貸し、もって市内への定住促進を図るため、市有住宅及び共同施設（駐車場を除く。）を秩父市中村町三丁目8番9号に、駐車場を秩父市中村町三丁目2288番地1に設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有住宅 市が建設し、及び管理する賃貸住宅及びその附帯施設であって、秩父市営住宅条例（平成17年秩父市条例第238号）又は秩父市特定公共賃貸住宅条例（平成17年秩父市条例第239号）に基づき設置された住宅以外のものをいう。
- (2) 共同施設 市有住宅の入居者が共同で使用する施設をいう。
- (3) 駐車場 市有住宅の入居者が自ら使用する自動車を駐車するための共同施設としての駐車場をいう。
- (4) 所得 秩父市特定公共賃貸住宅条例第2条第3号に規定する所得の例により算定した額をいう。

(入居者の公募の方法)

第3条 市長は、市有住宅の入居者の公募を次に掲げる方法によって行うものとする。

- (1) 市で発行する広報
- (2) 市庁舎その他市内の適当な場所における掲示
- (3) その他市長が適当と認める方法

2 前項の公募に当たっては、市有住宅の所在地、戸数、規模及び構造、入居者の資格、家賃その他賃貸の条件、入居の申込みの期間及び場所、申込みに必要な書面の種類、入居者の選定方法その他必要な事項を公表するものとする。

(入居者の資格)

第4条 市有住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 規則で定める基準の所得を有すること。
- (2) 市町村民税（特別区民税を含む。）の滞納がないこと。

(3) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（入居期間）

第5条 市有住宅に入居することができる期間（以下この条において「入居期間」という。）は、第9条第4項の規定により通知する入居日から5年間とする。ただし、前条各号のいずれにも該当する者であって入居期間の満了日において家賃の滞納がないものは、引き続き市有住宅に入居することができる。

（入居の申込み及び承認）

第6条 市有住宅に入居しようとする者（前条ただし書の規定により引き続き市有住宅に入居しようとする者を含む。）は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に入居の申込みをしなければならない。

（入居の予定者の選定）

第7条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市有住宅の戸数を超える場合には、公開抽選により当該市有住宅への入居の予定者（次条において「入居予定者」という。）を選定する。

（入居予定者の選定の特例）

第8条 前条の場合において、市長は、特に居住の安定を図る必要がある者であると認めたときは、同条の公開抽選によらないで、入居の申込みをした者の一部について別途の抽選により、又は抽選によらない公正な方法により、入居予定者を選定することができる。

（入居手続等）

第9条 第6条第1項の承認を受けた者（以下「入居権利者」という。）は、承認を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居権利者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人が連署した請書を提出すること。

(2) 第15条第1項に規定する敷金を納付すること。

2 入居権利者は、やむを得ない事情により前項に規定する期間内に同項各号に掲げる手続（以下この条において「入居手続」という。）をすることができないときは、市長が別に指示する期間内に入居手続をしなければならない。

3 市長は、入居権利者が前項に規定する期間内に入居手続をしないときは、第6条第1項の承認を取り消すことができる。

4 市長は、入居権利者が入居手続をしたときは、速やかにその者に対し、市有住宅への入居日を通知するものとする。

5 入居権利者は、前項の規定により通知した入居日から15日以内に入居しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第10条 入居権利者は、入居できることとされた者以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

(入居権利者の地位の承継)

第11条 入居権利者が死亡し、又は同居の者を残して市有住宅を退去した場合において、当該同居の者が当該入居権利者の地位を承継しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 第9条第1項(第2号を除く。)及び第2項の規定は、入居権利者の地位の承継について準用する。この場合において、同条第1項中「第6条第1項」とあるのは「第11条第1項」と、「入居権利者」とあるのは「承継人」と、同条第2項中「入居手続」とあるのは「地位の承継手続」と読み替えるものとする。

(家賃の額)

第12条 市有住宅の家賃の額は、月額6万円とする。

(家賃の額の変更)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、前条の家賃の額を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い家賃の額を変更する必要があると認めるとき。

(2) 市有住宅について改良を施したとき。

(家賃の納付)

第14条 家賃は、第9条第4項の規定により通知した入居日から市有住宅を明け渡した日(第24条第1項の規定により市有住宅の明渡しを請求したときは、その請求の日)までの間、徴収する。

2 家賃は、毎月末日(月の途中で市有住宅を明け渡す場合は、その明渡しの日)までに、その月分を納付しなければならない。

3 第9条第4項の規定により通知した入居日又は明渡しの日の属する月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃の額は、当該入居日からその日の属する月の末日まで又は当該明渡しの日の属する月の初日から当該明渡しの日までの日数によって計算する。

4 入居者が第23条に規定する検査を受けずに市有住宅を立ち退いたときは、

市長が明渡しの日を認定する。

(敷金)

第15条 市長は、入居権利者から1か月分の家賃の額（第13条の規定により家賃の額を変更した場合は、変更後の家賃の額）に相当する金額の範囲内において敷金を徴収する。

2 前項に規定する敷金は、入居者が市有住宅を明け渡す際に還付する。ただし、入居者について、未納の家賃又は当該入居に係る損害賠償金があるときは、当該敷金からこれらに相当する額を控除する。

3 敷金を還付する場合において、利子は付けないものとする。

(修繕費用の負担)

第16条 市有住宅及び共同施設の修繕に要する費用（次条第4号に掲げる費用を除く。）は、市の負担とする。

(入居者の費用負担義務)

第17条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス及び水道の料金並びに下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 給水施設、昇降機及び共同施設（駐車場を除く。）の使用及び維持に要する費用

(4) 畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第18条 入居者は、市有住宅及び共同施設の利用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、自己の責めに帰すべき理由により、当該市有住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、これらを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(不在の届出)

第19条 入居者は、当該市有住宅に引き続き15日以上不在となるときは、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(転貸等の禁止)

第20条 入居権利者は、市有住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、当該市有住宅の一部を他の者に貸すことができる。

(用途変更の禁止)

第21条 入居者は、市有住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、当該市有住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(模様替え、増築等の禁止)

第22条 入居者は、市有住宅を模様替えし、又は増築し、若しくは改築してはならない。ただし、原状回復が容易である場合において、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 入居者が前項ただし書の承認を受けずに当該市有住宅を模様替えし、又は増築し、若しくは改築したときは、速やかに、自己の費用で原状に復しななければならない。

(明渡し前の検査等)

第23条 入居者は、市有住宅を明け渡そうとするときは、当該明渡しの日から15日前までに市長に届け出て、当該市有住宅について市長が指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者が前条第1項ただし書の承認を受けて当該市有住宅を模様替えし、又は増築し、若しくは改築したときは、前項の検査を受けるまでに、自己の費用で原状に復しななければならない。

(明渡し請求等)

第24条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の承認を取り消し、及び当該入居者に対し、当該市有住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3) 市有住宅又は共同施設を故意に滅失し、又は損傷したとき。

(4) 正当な理由によらないで15日以上当該市有住宅を使用しないとき。

(5) 第10条、第18条第1項及び第20条から第22条までの規定に違反したとき。

(6) 第37条第1項の規定による指示に従わないとき。

2 前項の規定により明渡しを請求を受けた者は、直ちに当該市有住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該請求を受けた日の翌日から当該市有住宅を明け渡した日までの家賃の額に相当する額の2倍に相当する額を賠償しなければならない。

(駐車場使用者の資格)

第25条 駐車場を使用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 市有住宅の入居権利者又は入居者台帳に記載されている同居者であること。
- (2) 市有住宅の家賃を滞納していないこと。

(駐車場の使用許可)

第26条 駐車場を使用しようとする入居者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をする場合においては、併せて当該駐車場の使用開始日を通知するものとする。

(自動車の範囲)

第27条 駐車場に駐車できる自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、4輪の小型自動車及び4輪の軽自動車での各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 長さ 5メートル以内
- (2) 幅 2メートル以内

(駐車場使用者の選考)

第28条 市長は、第26条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、当該駐車場の使用者を決定する。

- 2 使用の申請をした者の数が使用させるべき駐車区画の数を超える場合においては、当該申請をした者のうちから、駐車場に困窮する実情等を調査して使用者を決定する。この場合において、順位の設定が難しい者については、公開抽選により使用者を決定する。

(駐車場の使用料)

第29条 駐車場の使用料（以下「使用料」という。）の額は、月額3,000円とする。

- 2 使用料は、第26条第2項の規定により通知した使用開始日から駐車場を明け渡した日（第34条第1項の規定により明渡しを請求した場合は、その請求の日）までの間徴収する。
- 3 使用料は、毎月末日（月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日）までにその月分を納付しなければならない。この場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算による。
- 4 第26条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が第36条にお

いて準用する第23条第1項に規定する手続を経ないで駐車場を使用しなくなったときは、同条第2項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日まで使用料を徴収する。

- 5 市長は、特別な事情があると認めるときは、使用料の減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第30条 市長は、次に掲げる場合においては、使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 民間駐車場の使用料との均衡上使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

(保証金)

第31条 市長は、使用者から3か月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。この場合において、市長は、特別な事情があると認めるときは、保証金の減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。

- 2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第31条第1項」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「市有住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「敷金」とあるのは「保証金」と読み替えるものとする。

(保管場所の証明)

第32条 市長は、使用者の請求により自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証明する書面を発行するものとする。

- 2 前項の証明書を発行する場合の手数料は、無料とする。

(禁止行為)

第33条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車区画を第三者に転貸し、又はその使用权を他の者に譲渡すること。
- (2) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車支障となる物品を持ち込むこと。
- (3) 駐車区画の現状を変更し、又はこれに工作物を設置すること。
- (4) 駐車区画を自動車の駐車場以外の用途に供すること。

(駐車場の明渡し請求)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用者に対し、

駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 使用者が不正の行為によって第26条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 使用者が使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき。
- (4) 使用者が正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) その他市有住宅又は共同施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により駐車場の明渡しを請求を受けた使用者は、速やかに、当該駐車場を明け渡さなければならない。

3 第1項第1号から第4号までの規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、当該請求を受けた日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの間、毎月、当該駐車場の使用料の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。

4 市長は、第1項第5号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該使用者にその旨を通知するものとする。

(市の損害賠償責任)

第35条 市は、駐車場内における自動車の盗難、損傷等の事故及び人身事故が発生したことにより、使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

(準用)

第36条 第19条、第20条本文、第21条本文、第22条本文及び第23条第1項の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、第19条中「入居者」とあるのは「使用者」と、「市有住宅」とあるのは「駐車場」と、第20条本文中「入居権利者」とあるのは「使用者」と、「市有住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居の」とあるのは「使用の」と、第21条本文中「入居者」とあるのは「使用者」と、「市有住宅」とあるのは「駐車場」と、「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」と、第22条本文中「入居者」とあるのは「使用者」と、「市有住宅」とあるのは「駐車場」と、第23条第1項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「市有住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

(管理上の検査)

第37条 市長は、市有住宅の管理上必要があるときは、市長が指定する者に、市有住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適宜な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市有住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市有住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第38条 市長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃又は駐車場使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料を科することができる。

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、秩父市特定公共賃貸住宅条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に市有住宅に入居している者については、その者が市有住宅を明け渡すまでの間は、第5条の規定は、適用しない。

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

定住促進を図るため、特定公共賃貸住宅「井ノ尻住宅」を市有の賃貸住宅として管理運営したく、入居者の資格、家賃の額等について新たに定めたいため。

## 議案第 8 号

# 秩父市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 指定居宅介護支援事業者の指定に関する要件（第 2 条）
- 第 3 章 指定居宅介護支援の事業の基本方針（第 3 条）
- 第 4 章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準（第 4 条・第 5 条）
- 第 5 章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（第 6 条—第 3 1 条）
- 第 6 章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第 3 2 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 9 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者（法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に関する要件を定め、並びに法第 4 7 条第 1 項第 1 号並びに第 8 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援（法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業及び基準該当居宅介護支援（同号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

### 第 2 章 指定居宅介護支援事業者の指定に関する要件

第 2 条 法第 7 9 条第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

### 第 3 章 指定居宅介護支援の事業の基本方針

第 3 条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居

宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

#### 第4章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準

（従業者の員数）

第4条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（以下単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

#### 第5章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の

事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、

利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

(7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（介護保険法施行条例（平成24年埼玉県条例第66号）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提

- 供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サ

サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

(22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等

の連携を図るものとする。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、連合会に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第19条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第25条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第27条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容

等を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する

次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第15条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
  - ア 居宅サービス計画
  - イ 第15条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
  - ウ 第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
  - エ 第15条第15号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第18条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 第6章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準

(準用)

第32条 第3章から前章までの規定（第28条第6項及び第7項を除く。）は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第20号の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間における第4条第1項及び第5条第2項の規定の適用については、第4条第1項中「以下単に」とあるのは「次条第2項を除き、以下単に」と、第5条第2項中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」とあるのは「介護支援専門員」とする。

平成30年2月21日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行に伴い、居宅介護支援事業の指定等の権限が埼玉県から移譲されるため、当該事業の人員及び運営に関する基準等を新たに定めたいため。

議案第9号

秩父市空き家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、秩父市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、市長及び委員11人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市議会議員
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員の互選により定める。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年6月1日から施行する。

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、秩父市空き家等対策協議会を設置し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行いたいため。

議案第10号

秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号を次のように改める。

(9) 健康づくり推進協議会委員

別表第1第18号を次のように改める。

18 防災会議委員	日額	6,400円
-----------	----	--------

別表第1中第27号を削り、第28号を第27号とし、第29号から第40号までを1号ずつ繰り上げ、第41号を次のように改める。

40 国民保護協議会委員	日額	6,400円
--------------	----	--------

別表第1中第42号を第41号とし、第43号から第54号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条 秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(10) 空き家等対策協議会委員

別表第1中第53号を第54号とし、第46号から第52号までを1号ずつ繰り下げ、第45号の次に次のように加える。

46 空き家等対策協議会委員	日額	6,400円
----------------	----	--------

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年6月1日から施行する。

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市空き家等対策協議会の設置に伴い、当該委員の報酬の額について規定するほか、所要の改正を行いたいため。

## 議案第11号

秩父市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例  
秩父市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例（平成25年秩父市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（適用除外等）

第14条 特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）については、第6条から第9条までの規定は適用せず、特定空家等に対する措置については、同法の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

## 提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、当該特別措置法で規定する特定空家等の取り扱いについて明確化する必要があるため。

議案第12号

秩父市福祉交流センター条例の一部を改正する条例

秩父市福祉交流センター条例（平成17年秩父市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条の表下郷福祉交流センターの項を削る。

第15条第1項ただし書中「別表に定める」を「1人当たり1回につき100円の」に改め、同条第2項中「前項」を「前項ただし書」に、「許可」を「第7条第1項の許可」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

提案理由

平成30年3月31日をもって下郷福祉交流センターを廃止したく、所要の改正を行いたいため。

議案第13号

秩父市児童館条例の一部を改正する条例

秩父市児童館条例（平成17年秩父市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「秩父市立宮地児童館」を「秩父市立下郷児童館」に、「秩父市上宮地町27番9号」を「秩父市阿保町9番28号」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

建物の老朽化等に伴い、秩父市立宮地児童館の機能を下郷福祉交流センターへ移転したく、所要の改正を行いたいため。

#### 議案第14号

秩父市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

秩父市こども医療費支給に関する条例（平成17年秩父市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条第4号中「給付にかかり」を「給付に係り」に改める。

第3条第1項中「社会保険各法による」の次に「被保険者、組合員、加入者若しくは」を加え、同条第3項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秩父市こども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係るこども医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係るこども医療費の支給については、なお従前の例による。

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

#### 提案理由

こども医療費の対象となるこどもの年齢について、平成30年10月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大したく、所要の改正を行いたいため。

## 議案第15号

### 秩父市介護保険条例の一部を改正する条例

秩父市介護保険条例（平成17年秩父市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第6号ア中「以下同じ。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号ア中「190万円」を「200万円」に、「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

第19条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第8項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長           久   喜   邦   康

#### 提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者に係る介護保険料の段階判定に関する基準について規定したいため。

議案第16号

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成17年秩父市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

第1条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同項ただし書中「41万円」を「54万円」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同項ただし書中「12万円」を「19万円」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削り、同項ただし書中「8万円」を「16万円」に改める。

第4条中「100分の40」を「100分の30」に改める。  
第5条中「8,500円」を「1万500円」に改める。  
第5条の2第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。  
第6条中「100分の1.8」を「100分の2」に改める。  
第7条中「5,000円」を「8,500円」に改める。  
第8条中「100分の1.0」を「100分の1.2」に改める。  
第9条中「7,000円」を「9,500円」に改める。  
第21条中「41万円」を「54万円」に、「12万円」を「19万円」に、「8万円」を「16万円」に改め、同条第1号ア中「5,100円」を「7,350円」に改め、同号イ中「それぞれに」を「それぞれ次に」に改め、同号イ(ア)中「10,500円」を「12,250円」に改め、同号イ(イ)中「5,250円」を「6,125円」に改め、同号イ(ウ)中「7,875円」を「9,188円」に改め、同号ウ中「3,000円」を「5,950円」に改め、同号エ中「4,200円」を「6,650円」に改め、同条第2号ア中「3,400円」を「5,250円」に改め、同号イ中「それぞれに」を「それぞれ次に」に改め、同号イ(ア)中「7,000円」を「8,750円」に改め、同号イ(イ)中「3,500円」を「4,375円」に改め、同号イ(ウ)中「5,250円」を「6,563円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「4,250円」に改め、同号エ中「2,800円」を「4,750円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円

(イ) 特定世帯 1,750円

(ウ) 特定継続世帯 2,625円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,700円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険

者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,900円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の秩父市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、国民健康保険の財政運営の主体が埼玉県へ移ることによる規定の整備のほか、所要の改正を行いたいため。

議案第17号

秩父市国民健康保険条例等の一部を改正する等の条例

(秩父市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 秩父市国民健康保険条例（平成17年秩父市条例第173号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

「第1章 市が行う国民健康保険」を「第1章 市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条の見出しを削り、同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会委員」を「委員」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき設置される秩父市国民健康保険運営協議会」に改める。

第5条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

(秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正)

第2条 秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成17年秩父市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号キ中「第116条の2」を「第116条の2第1項及び第2項」に、「行う国民健康保険の被保険者である」を「区域内に住所を有するものとみなされる」に改め、同号ク中「第55条」の次に「及び第55条の2」を加え、「は除く」を「を除く」に改め、同項第8号中「第116条の2」を「第116条の2第1項及び第2項」に、「市が行う国民健康保険の被保険者である」を「市内に住所を有するものとみなされる」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、市内に住所を有するものとみなされていたもの

(秩父市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 秩父市後期高齢者医療に関する条例（平成20年秩父市条例第16号）の

一部を次のように改正する。

第7条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

附則中第2項の前の見出し、同項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

（秩父市国民健康保険給付費支払基金条例の廃止）

第4条 秩父市国民健康保険給付費支払基金条例（平成17年秩父市条例第84号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行による国民健康保険法等の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正等を行いたいため。

## 議案第18号

秩父市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

秩父市特定公共賃貸住宅条例（平成17年秩父市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第1条中「共同施設の」を「駐車場の設置及び」に改める。

第2条第1号中「建設及び管理する賃貸住宅」を「建設し、及び管理する賃貸住宅及びその附帯施設」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 駐車場 特定公共賃貸住宅の入居者が自ら使用する自動車を駐車するための駐車場をいう。

第2条第3号中「「施行規則」を「「法施行規則」に、「の規定により算出した額」を「に規定する所得」に改める。

第3条を次のように改める。

(設置)

第3条 特定公共賃貸住宅及び駐車場を秩父市下吉田7775番地3に設置する。

第4条第2項中「施行規則」を「法施行規則」に改める。

第9条中「使用の」を「入居の」に、「使用予定者」を「入居予定者」に改める。

第13条を次のように改める。

(家賃の額)

第13条 特定公共賃貸住宅の家賃の額は、月額5万円とする。

第14条中「規定により定めた」を削り、第2号を削り、第3号を第2号とする。

第16条第3項中「使用期間」を「入居期間」に改める。

第18条中「共同施設」を「駐車場」に改める。

第19条第1号中「並びに下水道の使用料」を削り、同条第3号中「、し尿処理施設、汚水処理施設、昇降機及び共同施設」を「及び合併処理浄化槽」に改める。

第20条中「共同施設」を「駐車場」に改める。

第26条第1項第3号中「共同施設」を「駐車場」に改め、同条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第28条中「原則として次に掲げるもの」を「次の各号のいずれにも該当する者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

第28条第1号中「自動車を保有する当該特定公共賃貸住宅」を「特定公共賃貸

住宅」に改める。

第32条第1項中「別表第2に定める額」を「月額2,000円」に改める。

第33条第2号中「駐車場相互の間における使用料の額の均衡上又は」を削る。

第37条第1項第5号中「共同施設」を「駐車場」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長           久   喜   邦   康

提案理由

入居状況等を勘案し、井ノ尻住宅について用途廃止したく、所要の改正を行いたいため。

## 議案第19号

### 秩父市都市公園条例の一部を改正する条例

秩父市都市公園条例（平成17年秩父市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第4条中「10平方メートル」の次に「（市の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第7条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（令第6条第1項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第16条から第18条までを削る。

第15条中「第8条第1項若しくは第3項」を「第9条第1項若しくは第3項若しくは第12条第2項」に、「もの」を「者（以下「利用等権利者」という。）」に改め、同条を第18条とする。

第14条第1号中「第5条第1項」の次に「又は法第6条第1項若しくは第3項」を加え、「公園設置」を「、公園施設の設置又は都市公園の占用」に改め、同条第2号中「公園施設」を「、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用」に改め、同条第3号中「法第10条第1項」を「、法第10条第1項」に改め、同条第4号中「命ぜられた工事」を「、命ぜられた工事」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加え、同条を第17条とする。

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

第13条第1項中「規定によってした」を「規定による」に改め、同条を第16条とする。

第12条の見出し中「及び管理許可の申請書」を「、管理等の許可申請書」に改め、同条中「第5条第1項に規定する」を「第5条第1項の」に改め、同条第1号

ケ中「市長の」を「市長が」に改め、同号中ケをコとし、エからクまでをオからケまでとし、同号ウ中「場所」の次に「及び面積」を加え、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 公園施設の種類

第12条第3号イ中「許可年月日」を「許可の年月日」に改め、同号エ中「市長の」を「市長が」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

(都市公園の占用の許可申請書の記載事項)

第14条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の種類及び数量
- (2) 占有の面積
- (3) 占有物件の管理の方法
- (4) 工事実施の方法
- (5) 工事の着手及び完了の時期
- (6) 都市公園の復旧方法
- (7) その他市長が指示する事項

(占有許可の軽易な変更)

第15条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の内部の塗装又は占有物件の外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占有物件の構造を変えない修繕
- (3) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの

第11条第1項の表秩父ミュージックパークスポーツの森公園の部森のキャンパスアドベンチャーコースの項を削り、同条第2項中「(以下「利用者」という。)」を削り、同条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項第8号中「車馬」を「車両」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項第2号中「映画」を「映画等」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(運動施設の敷地面積の基準)

第8条 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第22条を第25条とする。

第21条第3項を次のように改め、同条を第24条とする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合における第19条

から第22条までの規定の適用については、第19条及び第20条第1項中「の使用料」とあるのは「の使用料、利用料金」と、第19条第4号、第21条及び第22条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第20条第1項ただし書中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、第21条（見出しを含む。）及び第22条（見出しを含む。）中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「都市公園」とあるのは「有料公園施設」と、「利用し、又は占用する」とあるのは「利用する」と、第21条中「ときは」とあるのは「ときは、市長の承認を得て」と、第22条第3号中「とき」とあるのは「場合において、市長の承認を得たとき」とする。

第20条第3項中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第23条とする。  
第19条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料等」に改め、同条第2号中「市長が特別な」を「前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の」に改め、同条を同条第3号とし、同条第1号中「天候その他利用者」を「利用等権利者」に、「有料公園施設を利用できない」を「都市公園を利用し、又は占用することができない」に改め、同条を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 都市公園の管理上特に必要があるため、市長が利用等権利者に係る許可を取り消したとき。

第19条を第22条とし、同条の前に次の3条を加える。

(使用料等の額)

第19条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の使用料又は占用料を納付しなければならない。

(1) 法第5条第1項の許可を受けた者 当該許可に係る公園施設の面積（その面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた面積）1平方メートルにつき年額4,000円以内で市長が定める額

(2) 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者 秩父市道路占用料徴収条例（平成17年秩父市条例第234号）に規定する占用料の例により算定した額

(3) 第9条第1項又は第3項の許可を受けた者 別表第1に定める額の範囲内において市長が定める額

(4) 有料公園施設又は備品を利用する者 別表第2に定める額の範囲内において市長が定める額

(使用料等の徴収)

第20条 前条の使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）は、法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可又は第9条第1項若しくは第

3項若しくは第12条第2項の許可をする際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、当該許可に係る利用又は占用の期間が引き続き1年を超える場合の使用料等は、年度ごとに徴収することができる。

(使用料等の減免)

第21条 市長は、都市公園を公用若しくは公共用又は公益を目的として利用し、又は占用する場合その他特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第19条関係）

区分	単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル1日	20円
業として行う写真の撮影	1件1日	1,000円
業として行う映画等の撮影	1件1時間	3,000円
興行	1平方メートル1日	15円
競技会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートル1日	12円

備考

- 面積を単位とする使用料の算定に当たり、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は切り上げるものとする。
- 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、この表の規定による使用料とは別に、その実費相当額を徴収する。

別表第2（第19条、第24条関係）

区分	単位	金額	
芝桜の丘	個人利用	1日	300円
	団体利用	1人1日	250円
スポーツの森プール	大人	1日	1,850円
		1シーズン	3,000円
	こども	1日	820円
		1シーズン	3,000円
スポーツの森プール 備品	パラソルセット	1セット1日	2,000円
	ドーナツフロート	1個2時間	1,000円
	ゴムボート	1個2時間	1,000円

## 備考

- 1 「団体利用」とは、第4項に規定する者を除く20人以上で利用する場合をいう。
- 2 「大人」とは、中学生以上の者をいい、「こども」とは、3歳以上小学生以下の者をいう。
- 3 「1シーズン」とは、一の年度において市長が定める期間をいう。
- 4 この表の規定にかかわらず、中学生若しくは15歳未満の者又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が芝桜の丘を利用する場合並びに芝桜の開花状況を考慮して市長が定める期間及び時間以外に芝桜の丘を利用する場合の使用料は、無料とする。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 改正後の秩父市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用又は占有に係る使用料、利用料金又は占有料（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前の利用又は占有に係る使用料等については、なお従前の例による。

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

## 提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行による都市公園法（昭和31年法律第79号）等の一部改正に伴い、都市公園における運動施設率の改正及び公募設置管理制度の創設に伴う規定の整備のほか、所要の改正を行いたいため。

## 議案第20号

秩父市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例

秩父市勤労者福祉センター条例（平成27年秩父市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秩父勤労者福祉センター条例

第1条中「秩父市勤労者福祉センター」を「秩父勤労者福祉センター」に改め、「（という。）を」の次に「秩父市上宮地町27番5号に」を加える。

第2条を次のように改める。

### 第2条 削除

第5条中「（秩父市荒川勤労者福祉センターにあつては、午前9時から午後9時まで）」を削る。

第7条並びに第19条第2項及び第3項中「別表第1又は別表第2」を「別表」に改める。

別表第1中「秩父市秩父勤労者福祉センター使用料」を「秩父勤労者福祉センター使用料」に改め、同表を別表とする。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

### 提案理由

利用状況等を勘案し、秩父市荒川勤労者福祉センターを廃止したく、所要の改正を行いたいため。

議案第 2 1 号

秩父市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

秩父市立病院使用料及び手数料条例（平成 1 7 年秩父市条例第 2 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 有料病室の 1 日当たりの使用料 次に掲げる病室の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア A 室（バス及びトイレが付いている病室） 5, 4 0 0 円（市外居住者にあつては、8, 1 0 0 円）

イ B 室（A 室以外の病室で収容人員が 2 人以下のもの）

（ア） 収容人員が 1 人の病室 3, 2 4 0 円（市外居住者にあつては、4, 8 6 0 円）

（イ） 収容人員が 2 人の病室 1 人につき 1, 6 2 0 円（市外居住者にあつては、2, 4 3 0 円）

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

収容人員が 2 人の病室を使用する場合の使用料について明文化するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 2 2 号

秩父市立学童保育室条例の一部を改正する条例

秩父市立学童保育室条例（平成 1 7 年秩父市条例第 1 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表秩父市立宮地学童保育室の項中「秩父市上宮地町 2 7 番 9 号」を「秩父市上宮地町 3 6 番 1 1 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

宮地学童保育室を秩父第一小学校内に移転したく、位置を変更したいため。

議案第 23 号

平成 29 年度秩父市一般会計補正予算（第 5 回）

平成 29 年度秩父市一般会計補正予算（第 5 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 294,535 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,273,699 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 30 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

余 白

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料		562,391	△1,868	560,523
	1 使用料	409,345	△1,868	407,477
14 国庫支出金		3,301,113	△106,053	3,195,060
	1 国庫負担金	2,748,170	△47,072	2,701,098
	2 国庫補助金	539,017	△58,981	480,036
15 県支出金		2,339,385	△223,865	2,115,520
	1 県負担金	889,546	1,070	890,616
	2 県補助金	1,029,555	524	1,030,079
	3 委託金	420,284	△225,459	194,825
16 財産収入		145,514	124,309	269,823
	1 財産運用収入	105,119	8,063	113,182
	2 財産売払収入	40,395	116,246	156,641
17 寄附金		208,201	△39,560	168,641
	1 寄附金	208,201	△39,560	168,641
18 繰入金		2,282,061	△85,501	2,196,560
	1 繰入金	2,282,061	△85,501	2,196,560
20 諸収入		393,168	37,903	431,071
	5 雑入	234,749	37,903	272,652
21 市債		2,784,700	100	2,784,800
	1 市債	2,784,700	100	2,784,800
歳入	合計	31,568,234	△294,535	31,273,699

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,646,282	△177,633	3,468,649
	1 総務管理費	3,007,324	△169,473	2,837,851
	2 徴 税 費	360,757	△7,701	353,056
	5 統計調査費	2,031	△459	1,572
3 民生費		10,710,562	△140,018	10,570,544
	1 社会福祉費	5,125,038	△45,404	5,079,634
	2 児童福祉費	4,351,048	△133,573	4,217,475
	3 生活保護費	1,216,924	38,959	1,255,883
4 衛生費		2,614,011	△100,203	2,513,808
	1 保健衛生費	905,116	△11,589	893,527
	2 病院事業費	275,489	△1,013	274,476
	4 上水道費	775,274	△87,601	687,673
6 農林水産業費		563,743	△4,095	559,648
	1 農 業 費	261,987	4,293	266,280
	2 林 業 費	301,756	△8,388	293,368
7 商工費		634,601	25,780	660,381
	1 商工費	634,601	25,780	660,381
8 土木費		2,988,957	△296,305	2,692,652
	1 土木管理費	210,353	△3,838	206,515
	2 道路橋りょう費	1,407,085	△60,256	1,346,829
	3 河川費	90,400	△1,315	89,085
	4 都市計画費	1,158,534	△230,896	927,638
9 消防費		1,599,820	3,126	1,602,946
	1 消防費	1,599,820	3,126	1,602,946
10 教育費		2,291,911	72,556	2,364,467
	1 教育総務費	423,212	△3,073	420,139
	2 小学校費	465,632	△17,741	447,891
	3 中学校費	255,507	113,458	368,965
	4 幼稚園費	198,251	△14,614	183,637
	5 社会教育費	460,816	△3,559	457,257
	6 保健体育費	488,493	△1,915	486,578
12 公債費		4,656,282	△84,034	4,572,248
	1 公債費	4,656,282	△84,034	4,572,248
13 諸支出金		1,251,900	455,495	1,707,395
	1 基金費	1,251,900	455,495	1,707,395
14 予備費		285,900	△49,204	236,696
	1 予備費	285,900	△49,204	236,696

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	31,568,234	△294,535	31,273,699
	合			
	計			

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	工事成績評定システム改修事業	5,739
		秩父版CCRC推進事業	4,200
		市営バス車両購入事業	4,233
3 民生費	1 社会福祉費	ふれあいセンター屋上防水及び外壁改修事業	17,320
		下郷福祉交流センター改修事業	1,350
	2 児童福祉費	旧原谷保育所解体事業	7,803
6 農林水産業費	2 林業費	特定分収育林売払分収事業	1,410
		市営林保育事業	2,850
		栃本獣害対策施設設置事業	3,538
		黒谷山村生活安全対策事業	3,953
		山田山村生活安全対策事業	2,740
		ログビルダー研修事業	9,990
		森林管理道補修事業	1,750
		石神沢線開設事業	34,134
		半納城峰線開設事業	7,200
		大達原線開設事業	19,500
		三峰線改良事業	9,800
7 商工費	1 商工費	旧本町街かどギャラリー改修事業	28,321
		(仮称) 秩父ビジネスプラザ事業	5,000
		秩父まつり会館改修事業	28,000
		秩父ふるさと館改修事業	6,480
		こまどり荘改修事業	10,865
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線51号線新設改良事業	200,220
		幹線58号線新設改良事業	32,200
		幹線67号線新設改良事業	10,000
		幹線68号線新設改良事業	8,200
		幹線77号線新設改良事業	3,000
		中央106号線新設改良事業	2,000
		中央256号線新設改良事業	2,100
		中央358号線新設改良事業	5,500
		中央500号線電線共同溝予備設計事業	7,000
		中央632号線新設改良事業	27,500
		原谷69号線新設改良事業	1,500
		原谷150号線新設改良事業	4,300

8 土木費	2 道路橋りょう費	高篠 2 2 6 号線新設改良事業	3,000	
		浦山 1 2 ・ 2 2 号線新設改良事業	4,500	
		大滝幹線 1 7 号線トンネル補修事業	27,600	
		荒川幹線 2 号線新設改良事業	7,100	
		荒川幹線 4 号線新設改良事業	19,100	
		荒川幹線 1 2 0 号線新設改良事業	11,700	
		荒川日野 3 9 号線新設改良事業	12,600	
		荒川白久 6 号線新設改良事業	14,882	
		橋りょう点検事業	20,760	
		佐久良橋補修事業	11,300	
		櫻橋補修事業	28,400	
		小池橋補修事業	12,600	
		万年橋補修事業	13,600	
		中山橋補修事業	38,000	
		萩川橋歩道橋架設事業	16,800	
		3 河川費	大野原築瀬水路改修事業	14,000
			栃の木沢水路改修事業	3,500
	金室水路改修事業		9,000	
	峰沢水路改修事業		6,600	
	栃谷水路改修事業		2,500	
	品沢水路改修事業		4,000	
	小柱水路改修事業		2,500	
	沢入沢水路改修事業		4,600	
	西沢（彦久保）水路改修事業		7,000	
	4 都市計画費	用途地域等変更図書作成事業	1,415	
		中央通線街路整備事業	54,996	
	5 住宅費	老朽市営住宅住宅解体撤去事業	10,040	
9 消防費	1 消防費	防火水槽築造事業	5,500	
		簡易デジタル無線機購入事業	1,496	
10 教育費	2 小学校費	花の木小学校体育館前ブロック塀・フェンス改修事業	6,216	
		花の木小学校プールサイド等改修事業	14,000	
		原谷小学校屋外トイレ排水改修事業	1,300	
	3 中学校費	普通教室空調設備設置第 4 期事業	120,370	
		秩父第一中学校不具合箇所改修事業	8,345	
		秩父第二中学校小荷物専用昇降機改修事業	4,183	
		秩父第二中学校 A 棟屋上一部防水改修事業	1,200	
		尾田蒔中学校体育館屋上防水改修事業	1,300	
	6 保健体育費	一小共同調理場給水配管改修事業	1,800	

### 第 3 表 地方債補正

(追加及び変更)

起債の目的	補 正 前		
	限度額	起債の方法	利 率
3 上水道広域化施設整備事業出資	418,300	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
4 森林管理道整備事業費	92,000		
5 地方道路整備事業費	702,800		
6 河川等整備事業費	74,600		
11 中学校校舎空調整備事業費	0		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	330,100	補正前に同じ。		
	86,100			
	707,000			
	72,200			
	92,400			

議案第 24 号

平成 29 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）

平成 29 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 500,779 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,567,278 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,845,143	△73,432	1,771,711
	1 国庫負担金	1,374,792	△58,971	1,315,821
	2 国庫補助金	470,351	△14,461	455,890
4 療養給付費交付金		300,701	△131,016	169,685
	1 療養給付費交付金	300,701	△131,016	169,685
6 県支出金		554,048	△10,598	543,450
	1 県負担金	66,354	△10,598	55,756
7 共同事業交付金		2,065,112	△237,536	1,827,576
	1 共同事業交付金	2,065,112	△237,536	1,827,576
8 財産収入		3	△1	2
	1 財産運用収入	3	△1	2
9 繰入金		737,184	△48,196	688,988
	1 他会計繰入金	737,183	△48,233	688,950
	2 基金繰入金	1	37	38
歳入合計		9,068,057	△500,779	8,567,278

## 2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		5,406,253	△270,721	5,135,532
	1 療養諸費	4,744,697	△260,002	4,484,695
	2 高額療養費	623,300	△10,719	612,581
3 後期高齢者支援金 等		932,942	△2,768	930,174
	1 後期高齢者支援金 等	932,942	△2,768	930,174
4 前期高齢者納付金 等		3,434	37	3,471
	1 前期高齢者納付金 等	3,434	37	3,471
6 介護納付金		427,923	△3,752	424,171
	1 介護納付金	427,923	△3,752	424,171
7 共同事業拠出金		1,906,307	△195,666	1,710,641
	1 共同事業拠出金	1,906,307	△195,666	1,710,641
9 基金積立金		1	△1	0
	1 基金積立金	1	△1	0
11 予 備 費		113,659	△27,908	85,751
	1 予 備 費	113,659	△27,908	85,751
歳 出 合 計		9,068,057	△500,779	8,567,278

議案第 25 号

平成 29 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）

平成 29 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,271 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 738,771 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		174,521	2,271	176,792
	1 他会計繰入金	174,521	2,271	176,792
歳入	合計	736,500	2,271	738,771

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療広 域連合納付金		734,416	2,271	736,687
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	734,416	2,271	736,687
歳 出	合 計	736,500	2,271	738,771

議案第 26 号

平成 29 年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）

平成 29 年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 103,235 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,423,522 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 30 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		20,220	△3,519	16,701
	1 負担金	20,220	△3,519	16,701
2 使用料及び手数料		371,770	△1,110	370,660
	1 使用料	371,047	△1,110	369,937
3 国庫支出金		121,000	△37,500	83,500
	1 国庫補助金	121,000	△37,500	83,500
4 繰入金		469,178	13,000	482,178
	1 繰入金	469,178	13,000	482,178
6 諸収入		5,012	994	6,006
	2 雑入	5,012	994	6,006
7 市債		359,500	△75,100	284,400
	1 市債	359,500	△75,100	284,400
歳入	合計	1,526,757	△103,235	1,423,522

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		952,071	△116,194	835,877
	1 総務費	460,187	△7,294	452,893
	2 公共下水道築造事業費	491,884	△108,900	382,984
2 公債費		475,507	△971	474,536
	1 公債費	475,507	△971	474,536
3 予備費		99,179	13,930	113,109
	1 予備費	99,179	13,930	113,109
歳 出	合 計	1,526,757	△103,235	1,423,522

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費	2 公共下水道築造事業費	下水道施設調査設計事業	67,100
		下水道測量調査事業	16,500
		下水道管渠築造事業	109,500

### 第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 公共下水道築造事業費	293,500	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	218,400	補正前に同じ。		

余 白

議案第 27 号

平成 29 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 回）

平成 29 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 39,700 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 135,475 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 30 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		27,400	△17,400	10,000
	1 国庫補助金	27,400	△17,400	10,000
6 市債		40,900	△22,800	18,100
	1 市債	40,900	△22,800	18,100
7 諸収入		0	500	500
	1 雑入	0	500	500
歳入合計		175,175	△39,700	135,475

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業 費		121,599	△41,240	80,359
	1 総務費	121,599	△41,240	80,359
3 予備費		6,963	1,540	8,503
	1 予備費	6,963	1,540	8,503
歳 出 合 計		175,175	△39,700	135,475

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 農業集落排水事業費	40,900	普通貸借又は 通証券発行	年5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	18,100	補正前に同じ。		

余 白

議案第 28 号

平成 29 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 回）

平成 29 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 67,923 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 190,901 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 30 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		14,300	△5,850	8,450
	1 設置費分担金	14,300	△5,850	8,450
3 国庫支出金		48,294	△27,673	20,621
	1 国庫補助金	48,294	△27,673	20,621
4 県支出金		21,000	△11,400	9,600
	1 県補助金	21,000	△11,400	9,600
8 市債		82,200	△23,000	59,200
	1 市債	82,200	△23,000	59,200
歳入合計		258,824	△67,923	190,901

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 施設管理費		26,010	△3,700	22,310
	1 施設管理費	26,010	△3,700	22,310
3 施設整備費		166,682	△67,238	99,444
	1 施設整備費	166,682	△67,238	99,444
4 公債費		38,109	△1,450	36,659
	1 公債費	38,109	△1,450	36,659
5 予備費		13,513	4,465	17,978
	1 予備費	13,513	4,465	17,978
歳 出	合 計	258,824	△67,923	190,901

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前		
	限 度 額	起債の方法	利 率
1 特定地域生活排水処理施設整備事業費	82,200	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	59,200	補正前に同じ。		

議案第29号

平成29年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第3回）

平成29年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金		100,000	19,400	119,400
	1 繰出金	100,000	19,400	119,400
3 予備費		83,874	△19,400	64,474
	1 予備費	83,874	△19,400	64,474
歳出合計		210,972	0	210,972

議案第30号

平成29年度秩父市立病院事業会計補正予算（第3回）

第1条 平成29年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量（4）主要な建設改良事業 病院増改築「24,332千円」を「21,924千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 病院事業収益	3,134,211千円	5,429千円	3,139,640千円
第1項 医業収益	2,983,466千円	1,500千円	2,984,966千円
第2項 医業外収益	150,745千円	3,929千円	154,674千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	3,274,377千円	△87,382千円	3,186,995千円
第1項 医業費用	3,213,077千円	△78,191千円	3,134,886千円
第2項 医業外費用	60,234千円	△9,191千円	51,043千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 115,520千円」を「不足する額 116,760千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 115,420千円」を「過年度分損益勘定留保資金 116,660千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	148,037千円	△4,155千円	143,882千円
第1項 企業債	55,200千円	△3,900千円	51,300千円
第2項 出資金	90,837千円	△253千円	90,584千円
第3項 補助金	2,000千円	△2千円	1,998千円
	支	出	
第1款 資本的支出	263,557千円	△2,915千円	260,642千円
第1項 建設改良費	99,396千円	△2,408千円	96,988千円
第2項 企業債償還金	164,161千円	△507千円	163,654千円

第5条 予算第5条に定めた、起債の限度額「55,200千円」を「51,300千円」に改める。

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	1,840,765 千円	△28,115 千円	1,812,650 千円

第7条 予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 救急医療等			
負担金・補助金	184,652 千円	△760 千円	183,892 千円

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 31 号

平成 30 年度秩父市一般会計予算

平成 30 年度秩父市一般会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 30 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第 32 号

平成 30 年度秩父市国民健康保険特別会計予算

平成 30 年度秩父市国民健康保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 30 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第 33 号

平成 30 年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算

平成 30 年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 30 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第 34 号

平成 30 年度秩父市介護保険特別会計予算

平成 30 年度秩父市介護保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 30 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第 35 号

平成 30 年度秩父市下水道事業特別会計予算

平成 30 年度秩父市下水道事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 30 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第36号

平成30年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算

平成30年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第 37 号

平成 30 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算

平成 30 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 30 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第 38 号

平成 30 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算

平成 30 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 30 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第 39 号

平成 30 年度秩父市駐車場事業特別会計予算

平成 30 年度秩父市駐車場事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 30 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第40号

平成30年度秩父市立病院事業会計予算

平成30年度秩父市立病院事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成30年2月21日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康